

主な用語の解説

主な用語の解説

【 あ 行 】

○ お達者クラブ

身近な公民館等で折り紙・手芸等の創作を中心とした活動、介護予防のための運動などを通じて、閉じこもりや孤独等の社会的障害の回復または予防のための訓練を地域ボランティア等の協力を得て行う活動。

【 か 行 】

○ 介護サービス計画（ケアプラン）

要介護認定を受けた者が、居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）に依頼して作成してもらい、どのサービスをどの程度受けるかをあらかじめ定めた計画。利用者のニーズと生活上の課題解決を目的として作成される。

なお、要支援認定を受けた者については、地域包括支援センターで介護サービス計画等を作成することになる。

○ 介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者からの相談に応じ、本人が適切なサービスを利用できるように、市町村・居宅サービス事業者・介護保険施設等との連絡調整を行う、介護保険法に基づく公的資格を持った専門家。

○ 介護保険サービス

要支援・要介護認定を受けた者がケアプランに基づいて受けるサービス。在宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスの3つに区分される。

○ 介護保険施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設（介護療養病床）、介護医療院の4種類の施設のこと。

○ 介護予防・日常生活支援総合事業

要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行う事業。

- **居宅介護支援事業所**
要介護者が適切な介護サービスを受けられるようにケアプラン（居宅サービス計画）を作成する機関で、介護支援専門員（ケアマネジャー）という専門家を配置している。
 - **ケアハウス**
自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、独立して生活するには不安な方が入所する施設。
 - **軽費老人ホーム（B型）**
家庭環境や住宅事情などにより家庭で生活することが困難な方が入所する施設。
 - **高齢者福祉センター**
高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設。
- 【 さ 行 】
- **サービス付き高齢者向け住宅**
高齢者の居住の安定を確保することを目的として、国土交通省・厚生労働省の共管制度として創設されたもので、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する施設。
 - **集団健康教育**
保健センターや地域の公民館等で、市民が生活習慣病予防や介護予防等について主体的に取り組めるよう実施する健康講座。
 - **重点健康相談**
歯周疾患、病態別の2項目について実施する健康相談。
 - **シルバーハウジング**
高齢者や障害者が地域社会の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、高齢者等の生活特性に配慮した設備・仕様（段差解消・手すり設置・緊急通報システムなど）が施され、生活指導、相談、安否の確認、関係機関との連絡を行う生活援助員が配置されている住宅。

○ **生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）**

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者。

○ **成年後見制度**

認知症や知的・精神障害などにより判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を、成年後見人等が行うことで、本人を法律的に保護し、支えるための制度。

○ **総合健康相談**

保健センターや地域の公民館等で実施する心身の健康や生活習慣病の予防等に関する健康相談。

【 た 行 】

○ **地域支援事業**

要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業。

○ **地域包括ケアシステム**

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を包括的に確保していくという考え方。

○ **地域包括支援センター（長寿あんしん相談センター）**

高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための相談、調整などを行う施設。

○ **地域密着型サービス**

高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるよう、身近な市町村で提供されるサービス。

○ **特定健康診査**

糖尿病等の生活習慣病、とりわけ内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者・予備軍を減少させるため、保健指導を必要とする者を的確に抽出するための健診。40歳から74歳未満の被保険者が対象で、それぞれが加入する医療保険者の義務付けとなっている。

【 な 行 】

○ **認知症ケアパス**

認知症の人が認知症を発症したときから、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護・福祉サービスなどを受けることができるかを示したもの。

○ **認知症初期集中支援チーム**

複数の専門職が、認知症が疑われる人や、認知症の人とその家族を訪問し、観察・評価をした上で、専門医療機関やかかりつけ医と連携しながら、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活をサポートする。

【 は 行 】

○ **バリアフリー**

バリア（障壁）をなくすことを意味する。もともとの建築用語では、建物内の段差をなくしたり、出入口や廊下の幅員を広げるなど、障害者や高齢者などが生活するのに支障のないデザインを導入すること。

○ **訪問指導**

心身の状況や置かれている環境等に照らして、保健指導が必要と認められる者に対し、家庭を訪問して疾病予防や介護予防の助言指導を行うこと。

○ **ボランティアセンター**

ボランティア活動の地域における拠点として、県や市町村の社会福祉協議会等に設置されたセンター。ボランティア活動の相談、あっせん、情報提供、啓発など総合的にボランティア活動を促進している。

【 や 行 】

○ 要支援・要介護認定

介護サービスを受けようとする者からの申請により、その者が介護を必要としているかどうか、また、どの程度必要であるかを判定すること。全国一律の客観的な方法や基準に従って行われる。

○ 要支援・要介護認定者

要支援・要介護認定の結果、介護が必要であると判定され、要支援1・2及び要介護1～5と認定された者。

○ 養護老人ホーム

家庭環境や経済上の理由により家庭で生活することが困難な方が入所する施設。